

特重設工認申請のうち有毒ガス BF 変認における
マスキングの考え方について

1. 概要

設工認における特重施設申請に対するマスキングの考え方について、経緯を含めて以下にまとめた。

2. 特重設工認申請書に対するマスキングの考え方について

【設置許可申請書】

申請書については、設置許可基準規則に基づく基本方針に関する記載のため、「特定重大事故等対処施設に係る審査結果のとりまとめの公開に関する考え方について」(原子力規制委員会)に基づき、マスキングを実施。

【設工認申請書】

設工認段階では、技術基準規則に基づく記載に加え、詳細な設計情報も加わるため、上記文書に加え「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」(原子力規制庁)の中で、「申請書の公表」及び「審査の方法」について整理頂いている。

- 特重施設及びそれを構成する設備の名称、設置場所、強度、数等に関する情報は、情報公開法第5条に基づく不開示情報として扱うこととされている。
- 特重施設に係る工事計画認可申請書は、詳細設計として個別機器の名称、設置場所、仕様及び構造評価等に関するものが主であることから申請書の多くの部分が不開示情報となる。
- 審査内容が主に不開示情報となる具体的な設備の仕様、配置場所、構造評価等に関するものになることから、事務局ヒアリング及びその審査仕様は非公開とし、議事要旨のみ公開することとする。

特重設工認申請書のマスキング範囲については、上記内容を踏まえるとともにマスキング対象を定型化するため、原子力規制庁殿と協議の結果を整理して、マスキング範囲を設定している。なお、本内容については他電力とも共有している。

3. 有毒ガス BF 変認に対するマスキングの考え方について

今回の有毒ガス BF 変認については、特重設工認本体に対する変認であるため、マスキングの考え方についても特重本体設工認の考え方（2. 特重設工認申請書に対するマスキングの考え方について）に基づいて実施する。

従って設置許可申請書で公開している情報については、設工認においても公開することを原則とする。

また、添付資料については「概要」、「基本方針」にあたる部分については原則公開とし、それ以降の記載については設備の位置や使用を特定する手がかりとなる部分もあることから、特重設工認申請書の考え方と合わせて不開示とする。